

V システム制限値（データ保存期間）の変更

平成27年1月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. DB保存期間の見直し

データ保存期間については、平成24年9月27日に開催した第3回海上合同WGにおいて提示したシステム制限値の見直しを受けて、以下のとおり拡大する。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	システム制限値の見直し	
2. 現行仕様	システムで処理可能な入力欄（処理件数）及びDB保存期間について、現行システムにおける性能の確保、DB容量の制限から、上限値を定めている。	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	利用者から制限値の拡大のニーズがある。	
4. 次期仕様	利用者のニーズ、システムの費用対効果を考慮し、制限値の拡大が必要である内容について、入力欄（処理件数）及びDB保存期間についてシステム制限値を現行システムより拡大する。 具体的には次ページのとおりとする。	
5. その他		

2. システム制限値（DB保存期間）の見直し

項番	情報名	Air / Sea	データ保存起算の契機	起算日	現行 ※1	次期 (案) ※1	対 応 理 由
1	輸出申告 ※2	Air / Sea	事項登録実施時	事項登録実施時	6日	10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
2	輸入申告 ※3	Air / Sea	事項登録実施時	事項登録実施時	6日	10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
3	貨物情報	Sea	「積荷目録提出（DMF）」業務実施時	入港年月日	6日	14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
4			①バラ貨物で輸入等許可時 ②コンテナ詰貨物で輸入等許可により搬出時	①輸入等許可日 ②搬出日	6日	14日	1 B / L 複数コンテナの貨物に対して、輸入許可後、コンテナの引取り毎にDOR業務を複数回行う場合に、途中で貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
5			「輸出貨物情報登録（ECR）」業務実施時	搬入予定日	7日	14日	搬入予定日から貨物の到着が遅れるケースに対応する為。
6	コンテナ	Sea	①DMF業務実施時 ②実入コンテナで「船積情報登録（CLR）」業務の船積処理実施時	①入港年月日 ②CLR業務実施日	6日	14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
7	修正申告	Air / Sea	「修正申告事項登録（AMA）」業務実施時	事項登録実施時	6日	10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
8	関税等更正請求	Air / Sea	「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務実施時	事項登録実施時	6日	10日	詳細仕様の検討において追加。
9	輸出自動車	Air / Sea	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時	業務実施時	4日	10日	詳細仕様の検討において追加。

(※1) 日曜・祝日を除く日

(※2) 別送品輸出申告を含む。また、添付ファイル管理も併せて延長する。

(※3) 移出輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）及び機用品蔵入承認を含む。また、共通管理番号輸入申告明細及び添付ファイル管理も併せて延長する。